

# リチャード・マーカス アメリカにおける訴訟の変遷

規則制定による改革？

堀 田 秀 吾 ( 訳 )

ま え が き

本稿は、カリフォルニア大学ロースクール・ヘスティングス校において民事訴訟法を担当しているリチャード・マーカス教授が2003年5月18日に立命館大学・国際学術交流研究会において開催された講演原稿の翻訳である。マーカス教授は、1972年にカリフォルニア州最高裁でロークラークとして法曹実務に携わったのち、弁護士を経て、1986年ミシガン大学ロースクール客員教授、1981年にはイリノイ大学ロースクール助教就任後、同大学教授、1989年にカリフォルニア大学ロースクール・ヘスティングス校教授、1997年には同大学著名教授就任、1999年 Horace O. Coil の訴訟法に関する冠講座を担当する教授に就任している。今回、マーカス教授は、2003年5月に日本民事訴訟法学会の外国人招聘研究者として来日され、学会シンポにおいてドイツ・コンスタンツ大学副学長・法学部アストリッド・シュタッドラー教授とともに研究報告を担当された（同報告については、2004年度の民事訴訟法雑誌を参照）。本稿の本学会誌への掲載を御快諾頂いたマーカス教授には心より感謝申し上げる次第である。また、講演の通訳・翻訳を担当された本学の堀田秀悟助教授にも感謝申し上げたい。

私は、現在、立命館大学において国際教育研究を推進する立場にあり、英語による教育研究の機会を学生・院生にできるだけ多く提供することを心がけている。同研究会に参加された本学および他大学の関係者にも心より感謝申し上げたい。また、講演後の懇親会においては、学会シンポの通訳を担当された、京都大学の山田文助教授および神戸大学の畑瑞穂教授、東京から参加して頂いた本学客員教授の園部逸夫元最高裁判事と和やかな雰囲気の中で学術交流について積極的な意見交換が行われた。

さて、本稿は、“Reform through Rulemaking” 2002 Institut for Law and Economic Policy Litigation Conference, Litigation in a free Society ( Washington University Law in Quarterly Volume 80, Number 3. 2002 ) に掲載されている「規則制定による改革？」と題する論文の一部である。すなわち、本稿は、マーカス教授が立命館大学

で講演されるために同論文のエッセンスを抽出して纏めて頂いたものである。したがって、本稿について詳細は英文論文を是非御参照頂ければ幸いである。本稿は、アメリカ民事訴訟法の歴史的な経緯について1930年代から現在に至るまで概観されており、とりわけ、アメリカの政治権力構造および法文化との比較分析は大変興味深いものである。本稿は、今後アメリカ民事訴訟法を研究する上でわが国の民事訴訟法学にとっても貴重な資料となると確信している。なお、本稿は資料として公表するが、当日の講演原稿の形式で掲載することをお許し頂きたい。

最後に、私事にわたるが、マーカス教授と最初にお会いしたのはニューオリンズ・チューレーン大学ロースクールでの国際訴訟法学会であった。爾来、国際学会等で何度かお会いし、私がシアトルのワシントン大学ロースクールで在外研究をしていた際にも、サンフランシスコのヘスティングスを訪問した際に、アメリカ訴訟法研究やロースクール運営についていろいろ御助言をいただいた経緯がある。この場を借りて改めてマーカス教授に感謝の意を表したい。最後に、本研究会を財政的に支援して頂いた本学衣笠研究支援センター・人文科学研究所に心より感謝申し上げる次第である。

（出口雅久）

---

本日は、皆様とお話をする機会をいただき、嬉しく、また光栄に存じます。訴訟手続がアメリカ合衆国ではどのように改革されるかをお話します。はじめに、アメリカの訴訟手続は独特だということからお話します。私が前回日本に滞在していたとき、いくつかの地方英字新聞が、フロリダ州の裁判所におけるタバコ会社に対する巨額の懲罰的損害賠償金の評決などのアメリカの訴訟に関する話を取り上げていたことを記憶しています。このような訴訟は、かなりのところまでアメリカ社会および政府の基本構造を反映しています。しかしまた、そのような訴訟は、20世紀の中頃以来、アメリカで定着している手続の構造に起因しているということも確かです。

こういった構造は、連邦民事訴訟規則を通してアメリカの民事訴訟の変革を行った小さなグループの人々の手によって1930年代、および1940年代に設計されました。私は、現在、それらの民事訴訟規則の改正の任を負っている民事規則諮問委員会に1996年より携わる機会を得てきましたが、60年前と現在の状況を比較したいと思えます。それらの違いを比較することで、アメリカにおける訴訟の改革がどのように独特かということが明確になると考えます。おそらく、日本ではこれらの問題は大きく異なった形で扱われるでしょう。たとえば、日本は5年ほど前、多少拡張され

た証拠開示手続を取り入れましたが、そのような手続が取り入れられたの過程は、アメリカにおいて同様の問題に取り組む際にとられるもの(=過程)とは大きく異なっていたのではないかと想像します。

まず、歴史的背景をお話しましょう。イギリスとアメリカの裁判所における訴訟手続は、長い間、いわゆるコモン・ロー上の手続のもとに裁判所によって整備されてきました。19世紀になると、そのような手続に耐えかねた立法機関は手続法典を用いるようになりました。イギリスでは、1870年代の裁判所法という形で現れました。アメリカでは、フィールド法典という形で現れ、1848年にニュー・ヨーク州で最初に取り入れられました。ほどなく、連邦法でも、連邦裁判所は管轄する州における手続に従うように指示されました。そして最終的に、1930年代には、連邦議会は、連邦裁判所に関する手続を制定する権限を連邦最高裁判所に与える法律を通してさせました。次に、連邦最高裁判所は、規則を起草する委員会を選任しました。

こうして、アメリカで現在多くの人が「規則制定の黄金時代」と呼ぶ時代に至りました。この委員会は、非常に短期間で手続法典全体の草案を作成しました。草案は、非常に短く、簡潔で、かつ柔軟性に富んだものでした。とりわけ、プリーディングの要件を劇的に簡略化し、開示手続の革命的な拡大を実現しました。連邦民事訴訟規則はアメリカ全土に普及しました。半数以上の州が、連邦民事訴訟規則を州の手続法として採用し、その他のほとんどの州は、連邦民事訴訟規則の種々の特徴を取り入れるため、既存の州法の手続を変更しました。今日、アメリカの法学を学ぶ学生は全て、連邦規則を学ぶことによって民事訴訟手続を学びます。また、これらの連邦規則が施行される前から弁護士業務を行っている者はほとんどいないでしょう。

1930年代および1940年代に成し遂げられた革新は、規則制定による改革における近年の試みと非常に対照的な様相を呈してします。重大な改正案は、しばしば、議論を重ねるうちに暗礁に乗り上げます。そして、比較的控えめな改正案でさえ、途中で改正を阻止しかねないような激しい抵抗を招きます。規則制定の黄金時代になされたようなことが近年不可能になっているのは、裁判に対する信頼が欠けてしまっていることに起因していると言う人もいます。

私も、ある程度まではこういった状況に対して同様の行き詰った感情を抱いています。私は、2000年に施行された開示手続の改正と、今年施行される予定のクラス・アクションの改正に携わりましたが、こういった作業は非常に進行が遅いことがしばしばで、比較的控えめな改正を行う際に直面する抵抗や障害の種類は、驚くほどに多様に富んでいるということが言えるでしょう。しかし、このことが、開

係者が自分達の見解を示したり、改正に反対したりする力と様々な機会を抑制するという、アメリカの政治構造の基本的な特徴を反映していると私は考えます。専門家グループに全く新しい、今までと異なる一連の手続を考案する権限が与えられたということを含めた、1930年代のこういった出来事（＝経験）は、大変魅力的なことではありますが、もう二度と起こらないでしょう。

このような変化の理由のひとつとして、訴訟手続は重要であり、アメリカの政治体系は多くの人々にさまざまな重要な事柄に関して審理を受ける権利を保障している、ということに多くの人々が今気付いているということが挙げられます。したがって、連邦議会は、1988年に、行規則改正案に関して証言を含めた公示と公聴会を行い、規則制定の過程が公に行われるように指示しました。これとは対照的に、1960年代には、ある委員会の書記官が、（改正規則の）完成品が準備できるまで、委員会が取り組んでいる事柄を誰にも明かさないように言われました。それでは、私はアメリカにおける近年の訴訟手続改革のいくつかの特徴を述べたいと思います。

#### (1) トップ・ダウン型 対 ボトム・アップ型

1930年代のモデルは、まさに改正がトップにいる小集団によって告げられ、全土に亘って適用されるというものでした。日本では官僚による中央主導が一般的であると理解していますが、アメリカのこのような仕組みは、日本においてさまざまな同様の事柄が扱われるのと似ているかも知れません。アメリカでは、逆に、多くの訴訟手続の改正がボトム・アップ型でもたらされます。成功していると見られる地方の慣例が国の規則として採用されるのです。

#### (2) 諮問形態

1930年代には、規則制定者達は、それほど外部からの情報を取り入れずに訴訟手続の枠組み全体を作り上げました。現在では、それらの規則のたった一つでも変更する場合は、まず、さまざまな関係者達と検討、議論されます。場合によっては、規則の草案の作成に向けて具体的な努力が行われる前に、問題を議論するために正規の会議が招集されます。そして、このような徹底的な吟味によって、委員会に見えていなかったような問題を明らかにすることができます。その一例として、委員会に電子メールのような電子媒体の開示によって生ぜしめられる種々の問題を重点的に取り扱うよう求めた1997年と1998年の広い要請があります。このような動きを「規則制定の新しいモデル」と呼ぶ人もいます。そして、改正案の徹底的な吟味の後、正式な改正案としての提案に備え、一般からの批評を受ける機会、および公聴

会が続いて設けられます。

### (3) 実証的情報

1930年代の規則制定者達は「口先だけの経験論者」でした。彼らは、状況に関する自分達の見解(だけ)を根拠にしていました。現代の社会科学は、机上の空論を脱却する機会を提供して来ましたが、委員会は時としてそういった機会を積極的に追い求めはしませんでした。1991年に、イニシャル・ディスクロージャー制度が存在する場所での制度の運用を調査することが要請された際、委員会は動きませんでした。そして、委員会によって経験的な根拠なしに提案されたイニシャル・ディスクロージャー規則の改正案をめぐって、大きな議論が巻き起こりました。

現在では、実証的研究を収集する、または要請さえるように相当の努力がなされています。そして、そのような研究は、時として規則制定に関する様々な問題に明確な答えを提供することができます。しかし、規則改正の効果に関しては、アメリカの食品医薬品局が新薬の使用を認可するために必要とするような保証はまず提供できません。したがって、必然的に、訴訟手続の改正案に関して、より直観に頼った評価を必要とする場合もあるでしょう。

### (4) 「最良の裁判実務」の採用

連邦規則は、比較的柔軟性に富んでいます。そして、連邦規則に則って業務を行う裁判官が、有用な実務上の慣例を作り上げることもあります。加えて、連邦規則は、裁判所に連邦規則には含まれない特殊な事例を規定する地方の規則を取り入れることを認めます。司法制度におけるこのような「give(=権限を与えること)」によって、望ましい柔軟性が生じます。また、連邦規則に新しい見解を与えるきっかけを与えます。ボトム・アップ型改革のところでお話したように、地方の規則や裁判実務改善の取り組みによって、地方における試みを通じて、たくさんの規則に関する考え方が生まれます。そのような例は豊富で、訴訟管理、開示手続の回数に関する制限、陪審のサイズの縮小等、その他多くの例が挙げられます。これらのような成功した試みは、次々と修正条項として連邦規則に取り入れられて来ています。このことは、革新的な裁判官達によってすでに実施されていることと同じことを他の裁判所も行うように促すために、集権的な規則制定の力を利用するということのある程度まで含みます。しかし、規則制定者がどの裁判官もこれまで扱ってこなかった事柄に取り組もうとしない限りは、実現可能な改定に関するこういった情報源(=地方における試み)は、欠かせない手段のようです。

(5) 規則制定 vs. 立法

連邦議会は裁判所の委員会に規則制定を任せる代わりに手続法を制定することも可能です。多くの州において、これが手続の改正が行われる方法です。例えば、カリフォルニアでは、ほぼ毎年、州議会によって何らかの手続法典の改正案が提示されています。カリフォルニア州の手続法典は、連邦規則よりも数倍長く、立法者に顔が良く利害関係者達のための特別な規定に満ちています。

ある特定の手続に関するテーマに政治的関心がかかわってくる場合は、連邦規則の改正過程にどこかしらで影響を与える可能性があります。たとえば、集団訴訟は、最近の政治的関心が非常に高いテーマです。集団訴訟は、十数年もの間、委員会の討議事項として挙げられてきて、最終的に二組のクラス訴訟規則の改正案になりました。どのようにして連邦議会と委員会の均衡をうまくとったのでしょうか？これは、どこまで相手の顔を立てるかという問題で、つまりある意味、政治的に見通しの良いものであるということが、委員会では注意する部分だという理由であろうということです。しかし、最終的に改革は、本来の目的に向けて取り組まれなければなりません。少なくともいくつかの事例においては、委員会の種々の決定（ないし判断）に不満な人々は、それらを変更するように連邦議会に懇願してきました。たとえば、1993年に、新しいイニシャル・ディスクロージャーの要件に反対する者達は、連邦議会に一連の改正案の中からその部分を撤廃させかけました。しかしながら、一人の上院議員が撤廃を阻止しました。このように、議会による破棄の可能性の影が常に潜んでいます。

このような様々な状況がありますが、現実には、いくつかの重要な改正が行われてきていますし、おそらく、他のいくつかのそれほど有益ではなさそうだった提案は適切に破棄されたということも確かです。他の国々の目には、このような改革の手順はおそらくかなり煩雑で困難なものに映るかもしれません。しかし、アメリカの法制度においては、他の様々な事柄が扱われる方法と同じなので一貫性があります。このような方法は他の国々、たとえば、日本では当たり前のことかもしれませんが、小さなグループに大きな変更をする権限を与えたという点において（アメリカでは）規則改正の黄金時代は異例でした。近年の状況は、どちらかというところ、集権的な力に抵抗し、参加する機会を強調し、行動が起こされる前に異議を唱えると言うアメリカの伝統的なやり方に沿っています。

最後に、少し控えめな楽観論で括りたいと思います。大変革というのはもう二度と起きないでしょう。しかし、適度な改正は現在も進行中です。おそらく、それがあるべき姿なのでしょう。

御静聴有り難うございました。